

協議第 2 8 号関係

説 明 資 料

先進事例

熊本県あさぎり町

- ・ 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。
- ・ 地域にかかる災害予防又は災害応急対策については、合併時に調整する。
- ・ 水防協議会については、設置しない。

福井県あわら市（芦原町・金津町合併協議会）

- （１）防災会議については、合併時に新たに設置する。
- （２）地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに作成する。なお、新市の計画が作成されるまでの間は、両町の計画を新市に引き継ぎ運用する。
- （３）防災行政無線については、新市に引き継ぎ運用する。
- （４）その他の防災関係事業については、現行の内容をもとに新市において調整する。

兵庫県篠山市

- （１）防災会議については、合併時に新たに設置し新町において地域防災計画を作成する。
- （２）水防協議会については、新町において新たに設置し水防計画を作成する。
- （３）災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

香川県さぬき市

- （１）防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。
- （２）水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。

岐阜県飛騨市

- （１）現行のとおり継承し、新市において速やかに地域防災計画を策定する。この間、住民生活に支障のないよう、災害時の指揮命令系統を直ちに整備する。
- （２）防災行政無線の運用については、当分の間は、現行のとおりとし、新市において周波数の統一を図る。